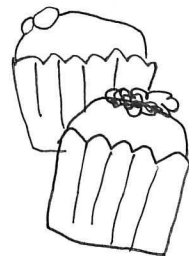


扶養、ちがいに「社会保険」と「所得税」



いつもお世話しになっております。

往々を往々皆木葉も木火の葉いになってまいりました！

木火は、食谷々の木火！という事で、秋限定の菓子を買い占めます。

さて、今回は「扶養」についてです。

「扶養」と一口に言っても、実は「社会保険上の扶養」と「所得税上の扶養」の2種類があり、これらは全く異なるものです。

	社会保険上の扶養	所得税上の扶養
収入要件	年間収入130万円未満 ※非課税通勤手当を含む (60歳以上・障害者の方は 180万円未満)	年間収入103万円以下 ※非課税通勤手当を含まない (給付の場合)
対象期間	今後一年間の収入見込み	1月1日～12月31日
扶養範囲	3親等以内 ※別途、同居・別居要件あり	6親等内の血族及び 3親等内の姻族

社会保険の扶養に入ることと、所得税上の扶養になることは全くメリットも変わってきますので、どの扶養に入りたいかを踏まえたうえで働かれることをオススメ致します。

次回は各扶養におけるメリットをお伝え致します。